

日本看護系大学協議会 (JANPU)

看護学士課程教育の質を高める  
カリキュラム開発に関する研修会



# 「看護学教育の質保証と JANPUの取り組みについて」

平成29年12月25日 日本看護系大学協議会 上泉和子

## 第1 大学教育の質の保証・向上（一部抜粋）

### わが国の教育の質保証システムのこれまでの推移

#### 1. 事前規制中心の質保証システム（～平成15年）

設置基準と、その設置基準等に基づいて行われる設置認可審査による事前規制型。

課題：事前規制型だけでは、教育活動に必要な諸条件の確認にとどまり、実際の教育活動の質を直接的に保証することが難しく、また、進学率の上昇や社会の成熟化に伴い、多様な大学教育が求められる中、事前規制型の質保証システムへの過度の依存は、大学の画一化や、新たな取組の抑制につながる懸念もあった。

**1991年（平成3年）大学設置基準の改定（自己点検評価の努力義務化）**

**1999年（平成11年）自己点検評価の実施が制度上義務化された**

# 第1 大学教育の質の保証・向上（一部抜粋）

## 2. 事前規制と事後確認の併用型への転換（平成16年～） 事前規制型から事後確認型への移行

- 設置基準
- 設置認可審査
- 認証評価

・平成16年度に始まった第三者評価制度により、大学は、「教育及び研究，組織及び運営並びに施設及び設備の総合的な状況」（学校教育法第109条）について，7年以内ごとに一回，文部科学大臣の認証を受けた機関（認証評価機関）による評価（認証評価）を受けることが義務付けられている。

# 日本看護系大学協議会の看護学教育の質向上

日本看護系大学協議会40年誌

－JANPU40年の歩み そして未来へ－ より

## 1993（平成5年）-1994（平成6年）

### ■ 看護学の高等教育に課せられた社会的課題

- ・看護学の学士課程増設等、看護職の人材育成の充実と拡大
- ・我が国の大学自体が自己点検評価による改革を本気で取り組むべき時代

➡ **新しい学士課程としてのモデル像を描く**ことの必要性

### ■ 大学改革と自己点検評価時代への対応

- ・大学改革の方向性をふまえ、看護学の専門家の立場から**“権威ある自らの見解・考え方”**を纏め公表することが不可欠と指摘

➡ 大学基準協会の舞台を活かした看護学教育に関する基準（平成6年）、看護学研究科分科基準（平成9年）として公表。

- ・看護学の分科教育基準は、大学存立の最低基準ではなく、**設置後の大学を不断に向上・発展させるための“向上基準”**であることに沿った。

# 日本看護系大学協議会の看護学教育の質向上

日本看護系大学協議会40年誌

－JANPU40年の歩み そして未来へ－ より

## ■ 看護の人材育成 国民のニーズ

当時、とかく誤解されがちであったエリート層の育成ではなく、すべての看護職者が生涯に亘り自己の専門性の向上に努力できる姿を描き、その基礎を学士課程で付与するとした。

## ■ 大学教育の新分野としての教育・研究環境の整備

- ① 専門看護師育成に係る大学院研究科教育の課題
- ② 科目等履修生制度の活用方法
- ③ 地方公務員採用時の大卒看護職者の処遇の向上
- ④ 資質の高い受験者獲得対策
- ⑤ 男子学生の助産師受験資格問題
- ⑥ 看護学専攻学生への日本育英会奨学金制度適用拡大
- ⑦ 科研費申請枠組みにおける看護学分科設置への要望
- ⑧ 大卒看護職者の就業状況調査

## ■ その後に向けて期待したこと

今日では、自己点検評価も機関別認証評価も定着したが、今後は**看護学教育に相応しい発展を促す専門分野別認証評価の方途の開発が極めて重要**と考えていた。

# 日本看護系大学協議会の看護学教育の質向上

日本看護系大学協議会40年誌

－JANPU40年の歩み そして未来へ－ より

## 看護学教育の質向上に向けた委員会活動 2002（平成14）年以降

### ■ 看護学教育の評価委員会の活動

- ・看護学教育の評価に関する文部科学省の委託事業
- ・**日本看護学教育認証評価機構（仮称）骨子案**

### ■ ファルティーディベロプメント委員会

- ・若手看護学教員のためのFDガイドライン
- ・臨地実習に特化したFDガイドライン

### ■ 看護実践能力検討委員会の活動

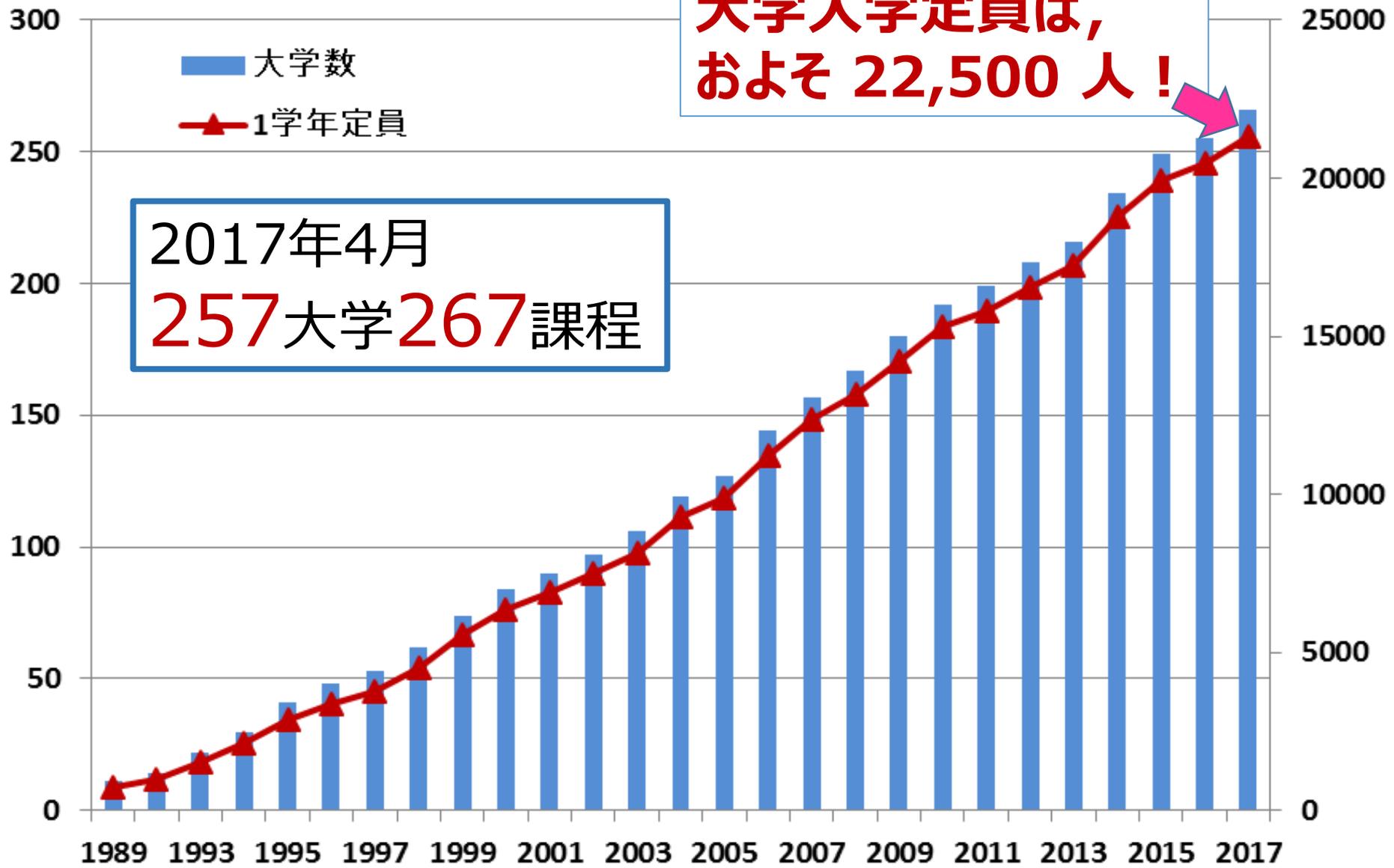
- ・大学卒業時の到達目標
- ・**看護学実践のコアとなる実践能力と卒業時到達目標**

### ■ 看護学研究倫理検討委員会

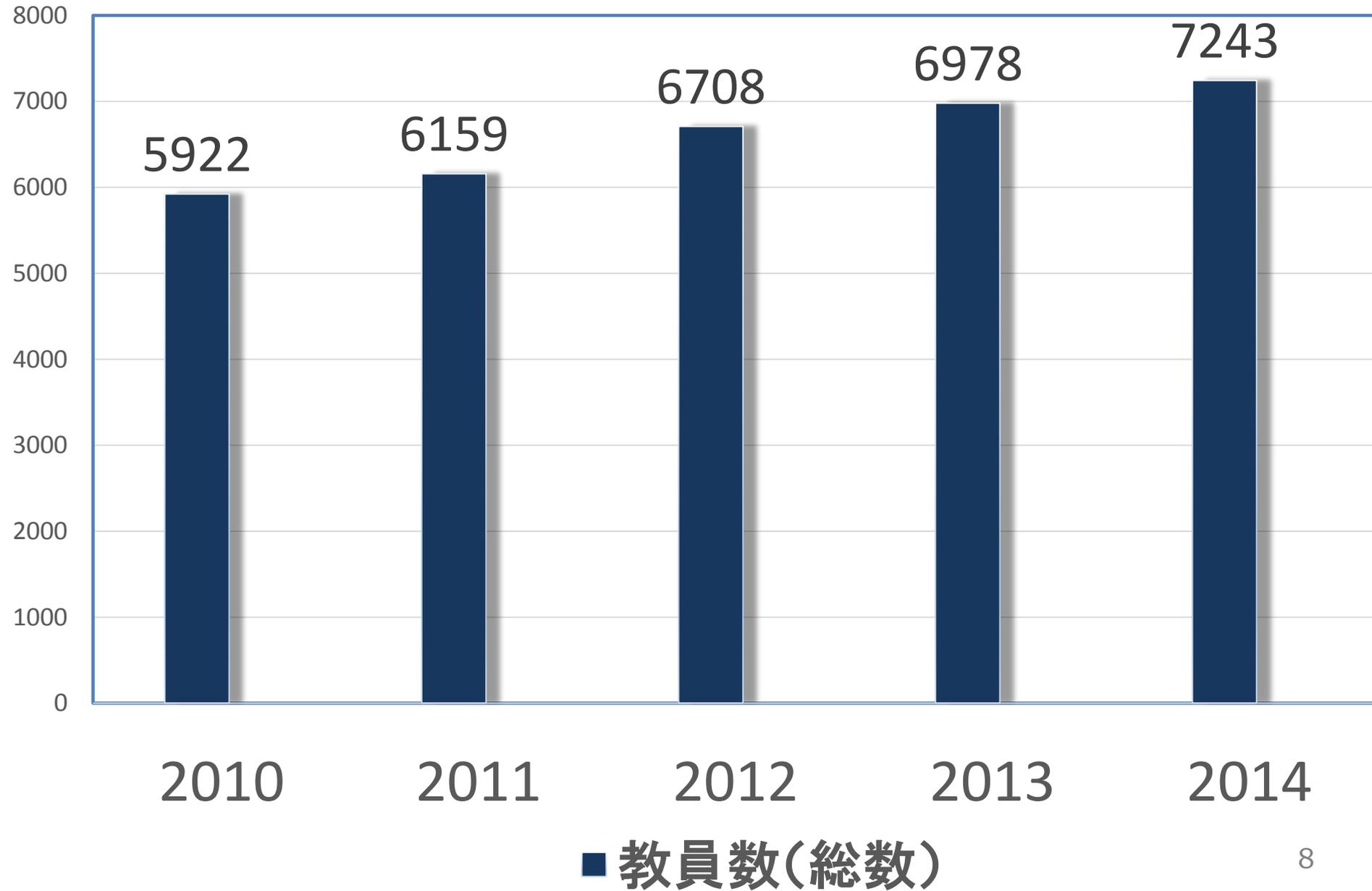
### ■ 高等教育行政対策委員会

- ・統合カリキュラムに関連する声明文
- ・看護系大学院教育の基準
- ・看護系大学における教育者の養成について

# 看護系大学推移



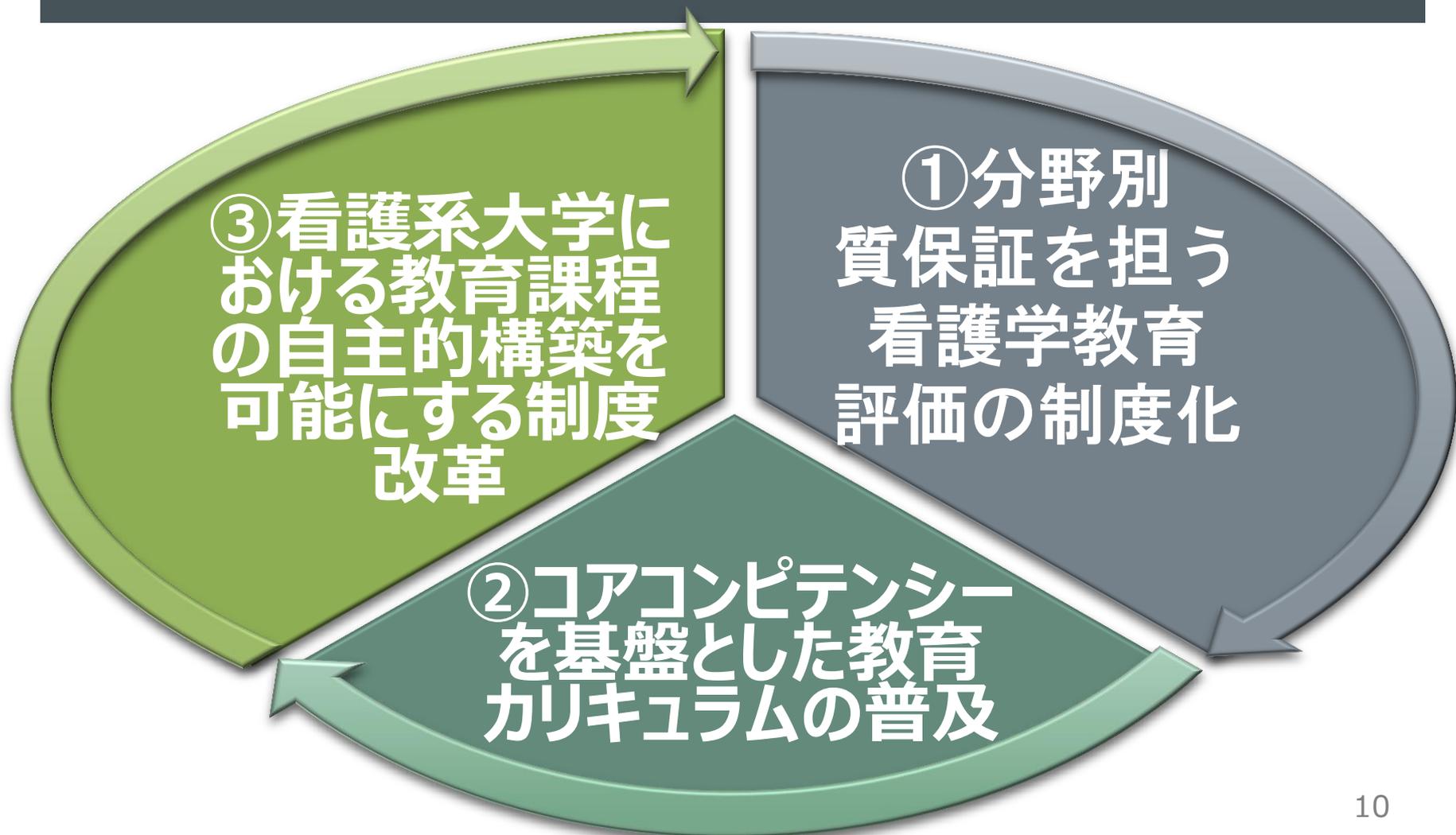
# 看護系大学教員数（総数）の推移



# 看護学士教育の質と量の共栄をめざした、 日本看護系大学協議会の挑戦

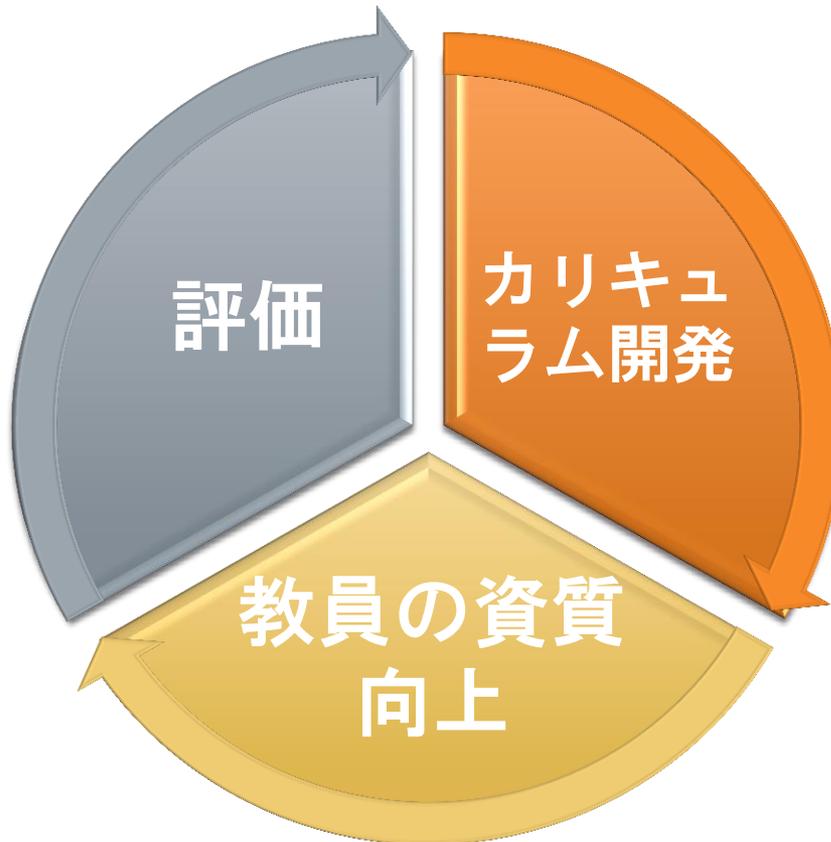
- 看護学士教育の質を保証するにあたって、①分野別質保証を担う看護学教育認証評価の制度化、②コアコンピテンシーを基盤とした看護教育カリキュラムの策定と普及、③看護系大学における教育課程の自主的構築を可能にする制度改革の、3つの戦略に取り組んでいきます。
- また、保健医療福祉システムのパラダイムシフトに対応した、ヒューマンケアの実践、地域におけるケアのグランドデザインについて、上記の検討の中で取り組んでいきます。
- 看護学教育において重要な教育形態と言える看護学実習では、臨地場所に在って体験から学ぶことが重要であるという考えに基づき、実習の在り方を検討していきます。
- 看護学士課程の量的拡大に対応し、看護系大学教員のFD、大学マネジメント研修、相談機能の推進、学生確保や看護学士教育の広報活動を進めてまいります。
- 地域と共に、地域の保健医療福祉政策への参画を通じた、地域創生への貢献に努めてまいります。

# 看護学士教育の質保証の戦略



# 日本看護系大学協議会における 質保証の取り組み

- ・機関別  
評価
- ・法人  
評価
- ・分野別  
評価



**JANPU** : 看護学士課程におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標

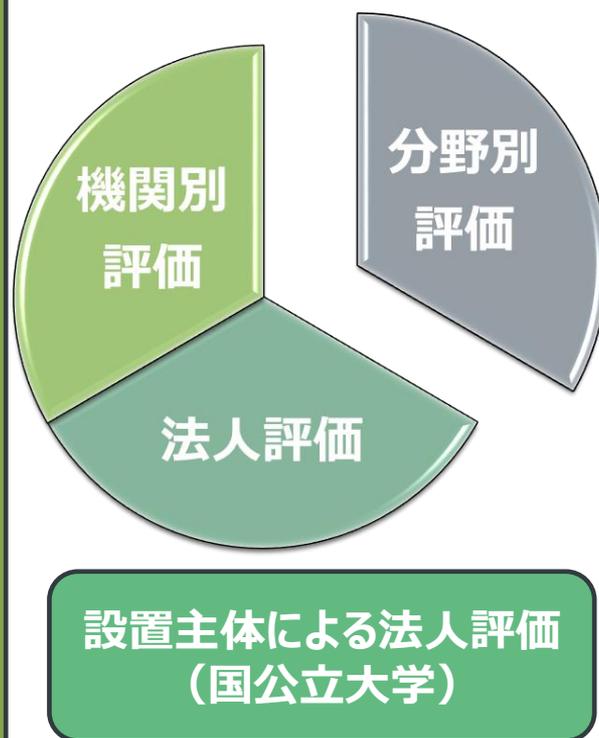
**文科省** : 看護学教育モデル・コア・カリキュラム - 「学士課程においてコアとなる看護実践能力」の修得を目指した学修目標

**日本学術会議（健康・生活科学委員会 看護学分科会）** : 大学教育の分野別質保証のための 教育課程編成上の参照基準

**FD** (看護教員の資質向上、 Academic Administration )

# 大学の自己評価・自己点検 看護学分野別評価

国・公・私立大学（短期大学を含む）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられている（学校教育法第109条第2項及び学校教育法施行令第40条）。



わが国の第2期教育振興基本計画(平成25年6月閣議決定)では、高度専門人材育成に向けて、「大学における分野別質保証の構築・充実に向けた取り組みを促進する」としています。

JANPUでは、看護学教育分野別評価機構（仮）をたちあげ評価を開始する予定です。

# カリキュラム開発

コアコンピテンシーに  
基づく看護教育カリ  
キュラムの構築

## 学士力

1. 知識・理解
2. 汎用的技能
3. 態度・志向性
4. 総合的な学習  
経験と創造的思考力

## 3つのポリシー

- ・ diploma policy (学位授与の方針)
- ・ curriculum policy (教育課程編成・実施の方針)
- ・ admission policy (入学者受け入れの方針)

大学教員には自らの大学の理念、ポリシーに基づいたカリキュラムを構築する能力が求められる

⇒ **FDの推進**

# 「看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究」における前提と基本的構想の検討 (平成22年度)

## 看護学教育の教育課程は、

1. 保健師・助産師・看護師に共通した看護学の基礎を教授する課程であること
2. 看護生涯学習の出発点となる基礎能力を培う課程であること
3. 創造的に開発しながら行う看護実践を学ぶ課程であること
4. 人間関係形成過程を伴う体験学習が中核となる課程であること
5. 教養教育が基盤に位置づけられた課程であること

これら5つの前提や基本的な考え方を踏襲しつつ、学問領域を超えて共通する「学士力」を看護学に統合させた「看護学士力」の育成を図ることを看護学教育の基盤として位置づけている

野嶋佐由美（代表者）：平成22年度 先導的の大学改革推進委託事業、看護系大学におけるモデル・コア・カリキュラム導入に関する調査研究 報告書、平成23年3月

# 看護学士課程における コアコンピテンシーと卒業時到達目標(案)

日本看護系大学協議会 平成28,29年度看護学教育評価検討委員会

本日紹介する、看護学士課程における  
コアコンピテンシーと卒業時到達目標  
(案)